

意見陳述

2014年3月26日

東京高等裁判所第19民事部 御中

千葉県成田市天神峰63番地

市東孝雄 

1 はじめに

空港会社に取り上げようとしている畑は、祖父市太郎が大正10年から耕作し、戦後は父東市が休まず守り続けてきた農地です。

一審・千葉地裁の判決は、空港会社の違法を全面的に不問とし空港会社の請求を全面的に認めるという、考えられる最も悪質なものでした。当然にも仮執行宣言は付けられなかったわけですが、このような判決を下した裁判所に激しい怒りがこみ上げます。

南台農地と天神峰農地は私にとって命そのものです。一審判決は、私から農地を取り上げて、農業をやめろというものです。これは“農民殺し”の判決です。私は絶対に受け入れることができません。

そのことを強く訴えるために、私の畑がどのようなものなのか、スライドを用意しました。それを見ることから始めたいと思います。

2 スライド写真でみる南台農地と天神峰農地での営農状況

私は、空港会社が明け渡しを求めている南台農地と天神峰農地の小作地で農業を営んでいます。また空港会社に取り壊しを求めている天神峰農地にある作業場・離れ・農機具置き場・ハウスなどは、いずれも私の営農に不可欠な農業用施設です。

A 「南台農地」

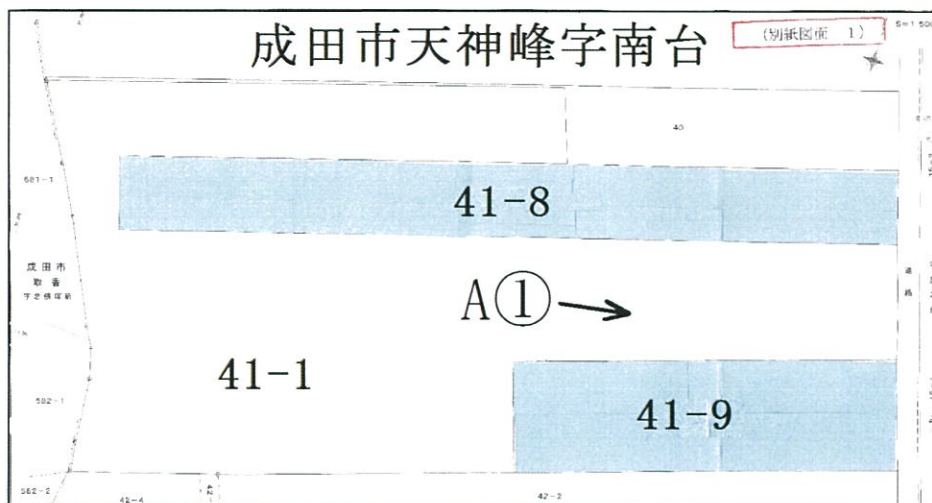
① 全景



これは南台農地の写真（2013年9月撮影）です。明渡請求の対象になっています。

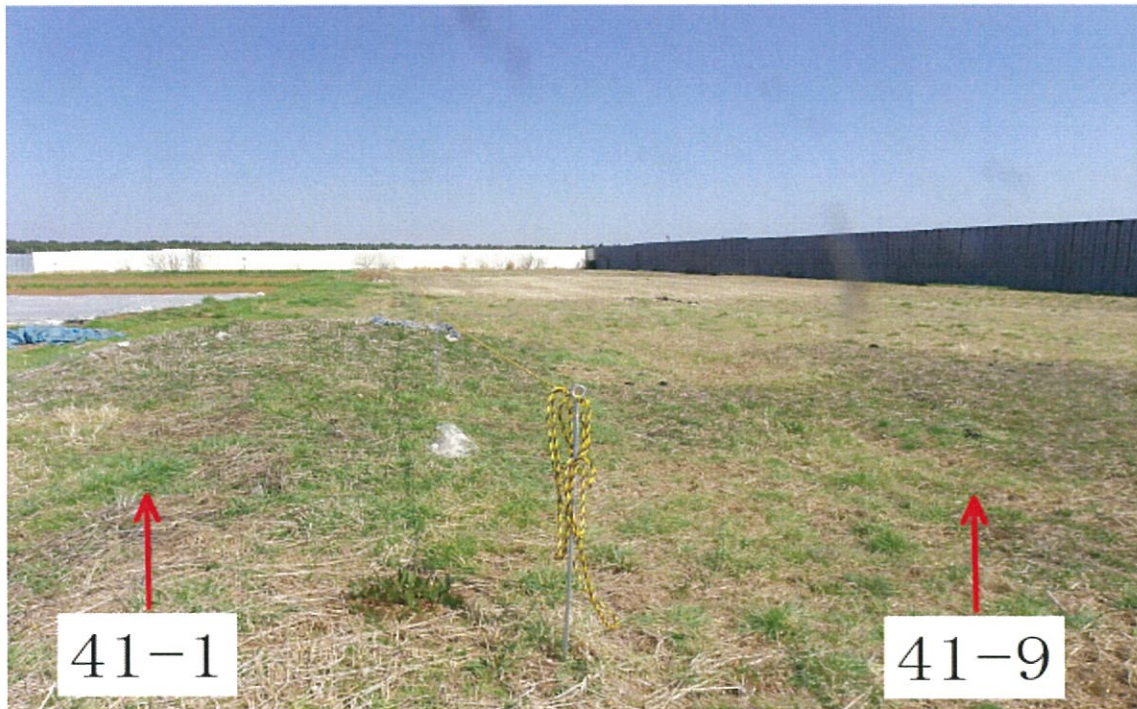
堆肥場のあたりから、西側から東の空港側にむかって撮っています。

フェンスの向こうに見えるのが、「への字」に曲がった誘導路上の飛行機です。写っている野菜は、手前からニガウリ、ネギ、ナスと冬瓜です。



原判決別紙図
面1から作成

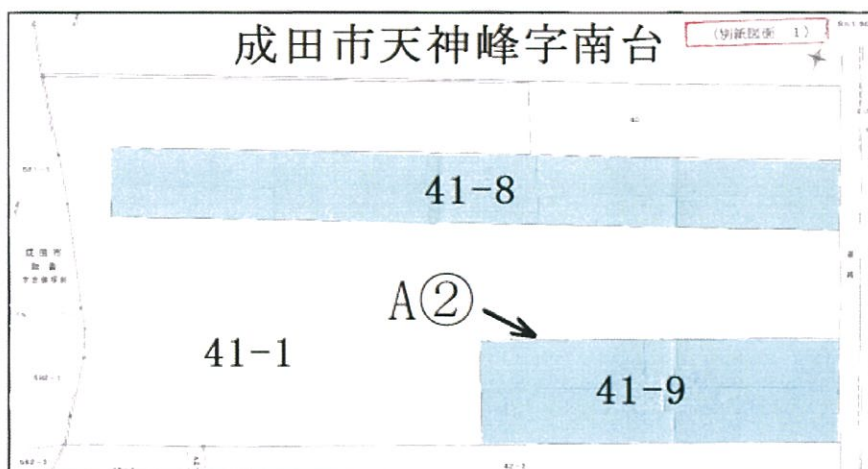
② 請求放棄した南台41-9



これは南台農地の脇の「南台41-9」の写真（2014年3月24日撮影）です。右側のフェンスと真ん中の黄色のロープの間の土地が、請求を放棄された「南台41-9」の土地です。空港会社は、請求放棄後にロープを張りました。

市東家は、「南台41-9」の土地を借りた事実もないし、一度も耕作したことはありません。空港会社が場所を間違えたのです。

このように千葉県知事の解約許可は著しく杜撰で、請求放棄で済む問題ではないと思います。裁判所は空港会社の請求を退けるべきです。



原判決別紙図面1
から作成

B 「天神峰農地」

① 「天神峰農地」の入口

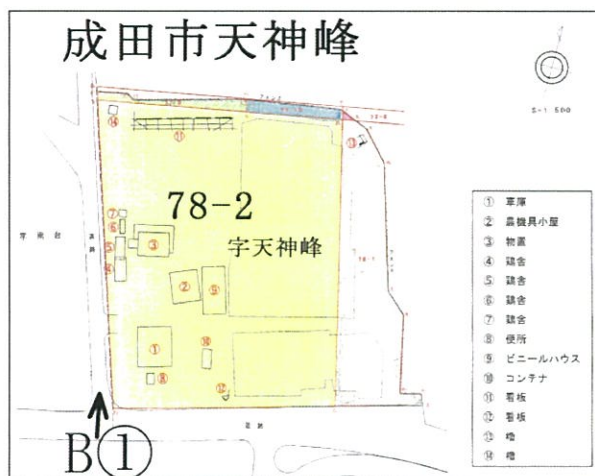


これは「天神峰農地」の入り口の写真（2014年3月24日撮影）です。旧小見川県道から撮ったものです。

写真左側は私の自宅です。

写真中央の団結街道はもともと成田市道だった道路ですが、成田市が2010年6月に空港会社に売却し、空港会社が同月中に封鎖したため、道路は旧小見川県道から70mで止まっています。このため自宅から南台農地までは大回りして行かなければなりません。

道路右側の「天神峰農地」は明渡請求の対象になっています。



原判決別紙図面2から作成

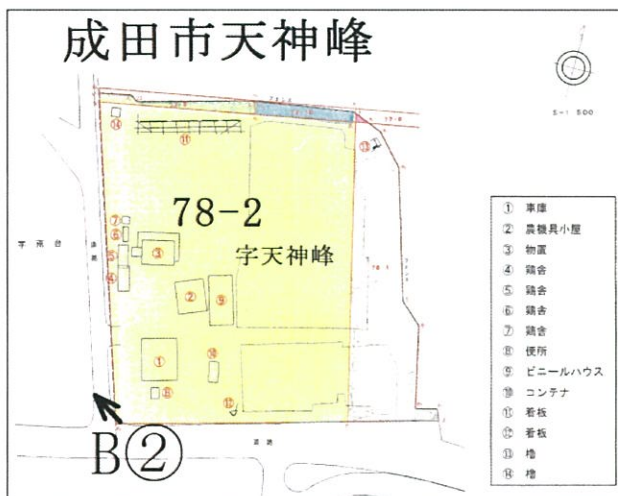
② 市東自宅



これは私の自宅の写真（２０１４年３月２４日撮影）です。土地・建物ともに私の所有です。

この土地は、明治４５年に祖父市太郎が店舗兼自宅を建てたところで、１００年続く市東家自宅の場所です。今の建物は１９８４年に父東市が建て替えたものです。

父が１９９９年１月に死亡したので、同年中に私の名義に土地の所有権移転と建物の表示登記と所有権保存登記をしています。

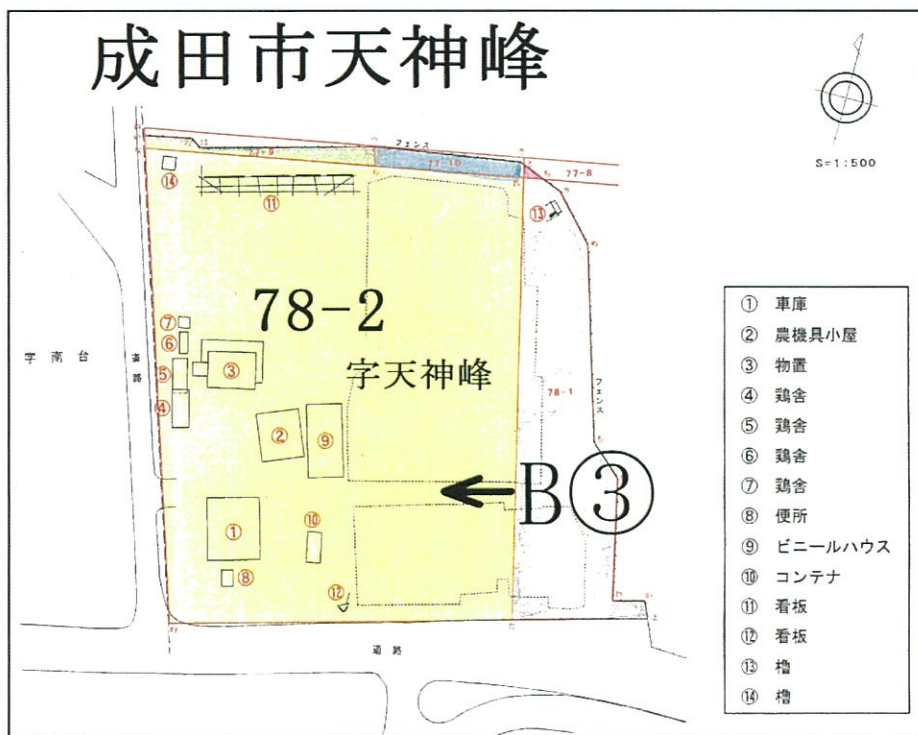


原判決別紙図面２から作成

③天神峰農地の畑、ビニールハウス



これは天神峰農地のビニールハウスの脇の畑の写真（2014年3月24日撮影）です。明渡請求の対象になっています。



原判決別紙図面2から作成

④ 天神峰農地の畑

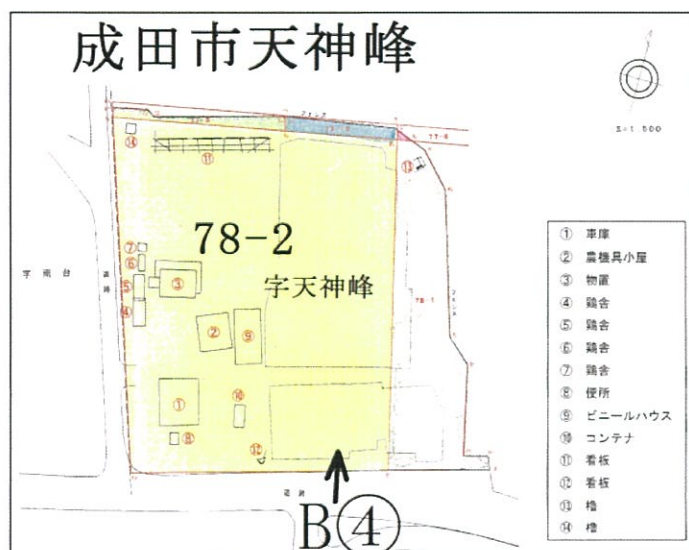


これは天神峰農地の畑の写真（2010年1月撮影）です。

天神峰農地の南側（旧小見川県道）から北方向に向かって撮っています。写っている野菜は、ほうれん草、カブなどです。

写真奥に見える灰色のフェンスの先が空港です。写真の正面奥と右側奥に誘導路があります。

明渡請求の対象になっています。



原判決別紙図面2から作成

C 「天神峰農地にある農業施設」

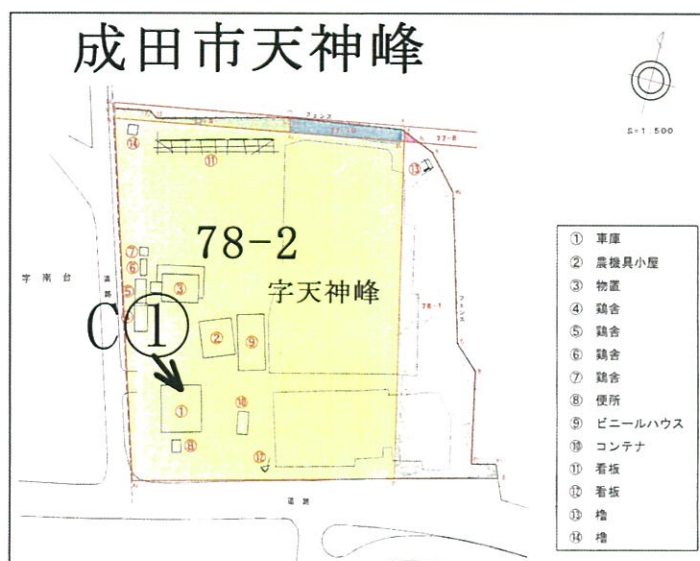
① 出荷場



これは作業場の写真（2012年撮影）です。出荷用に野菜を整えたり、コンテナに詰めたりする作業場です。そのほか、ここにはコンテナやトラックを置いたりしています。

空港会社から「車庫」として取り壊しを求められています。

敷地は「78-2」で明け渡し請求の対象になっています。



原判決別紙図面2から作成

② 離れ(別棟)

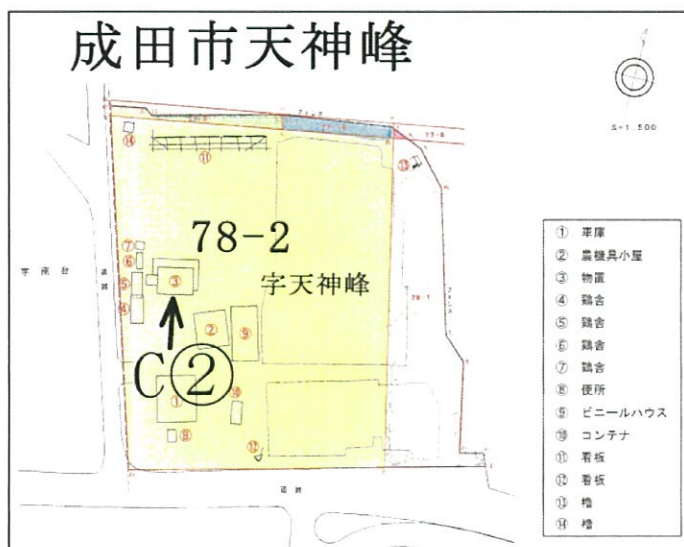


これは離れの写真（２０１２年撮影）です。ここは「三里塚産直の会」の打ち合わせや農家の人たちがちょっとした話をするときに使います。

この「離れ」は、祖父が生きているころは私の両親が住んでいた場所で、私自身もここで生まれました。

空港会社から「物置」として取り壊しを求められています。

敷地は「天神峰 78-2」で明け渡し請求の対象になっています。



原判決別紙図面 2 から作成

③ 育苗ハウス

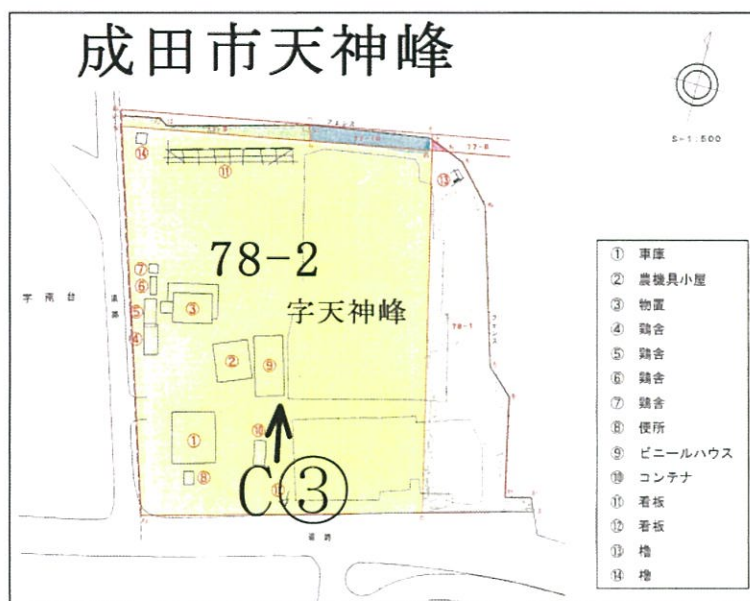


これは育苗ハウスの写真（2012年撮影）です。

育苗ハウスは芽だし用などの苗を作るために使います。直蒔きもありますけれど、ある程度大きくなるまで苗をこのハウスで育てます。

空港会社はビニールハウスの取り壊しを求めています。

敷地は「天神峰78-2」で明け渡し請求の対象になっています。



原判決別紙図面2から作成

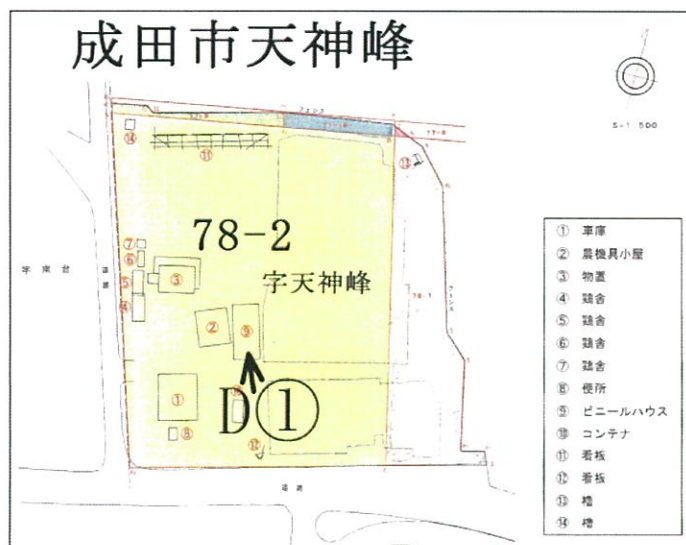
D 「農作業」

① 芽だし用の土づくり



これは芽だしをポットに蒔く土作りの写真（2013年1月撮影）です。床土に、スーパーミックスという土を混ぜて、混ぜたものをポットに入れて種を植えます。半袖をきていますが、1月の写真です。

場所は「天神峰78-2」上のハウスの中で、明け渡し請求の対象になっています。



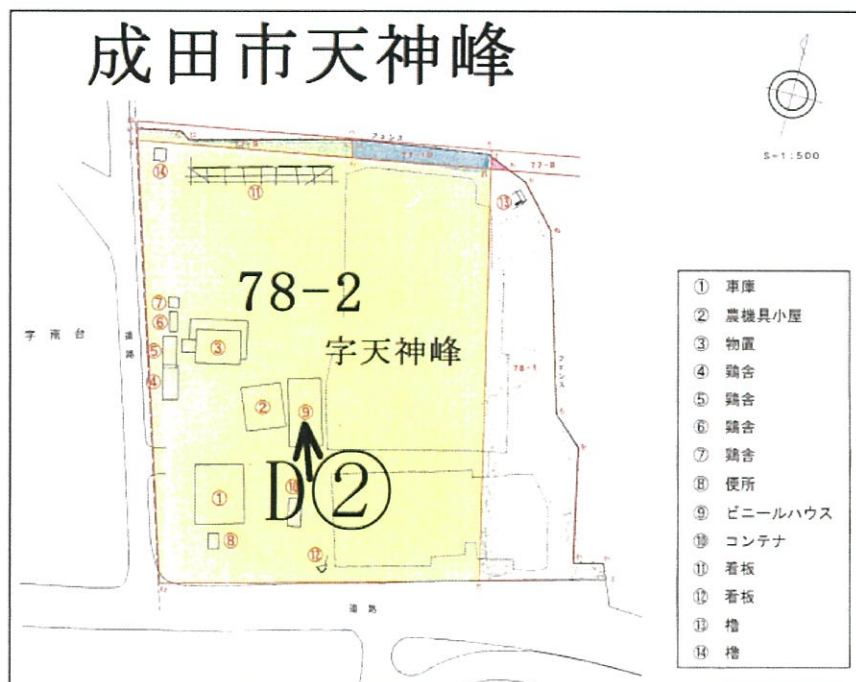
原判決別紙図面2から作成

② 育苗



これは4月の育苗ハウスの中の写真（2012年2月撮影）です。

床土をポットに入れて種を撒き、暖かいビニールハウスの中で発芽させます。奥は蒔いてから2、3週間経ったキュウリです。手前のコンテナに入っているのはナスです。



原判決別紙図面2から作成

③ 種まき

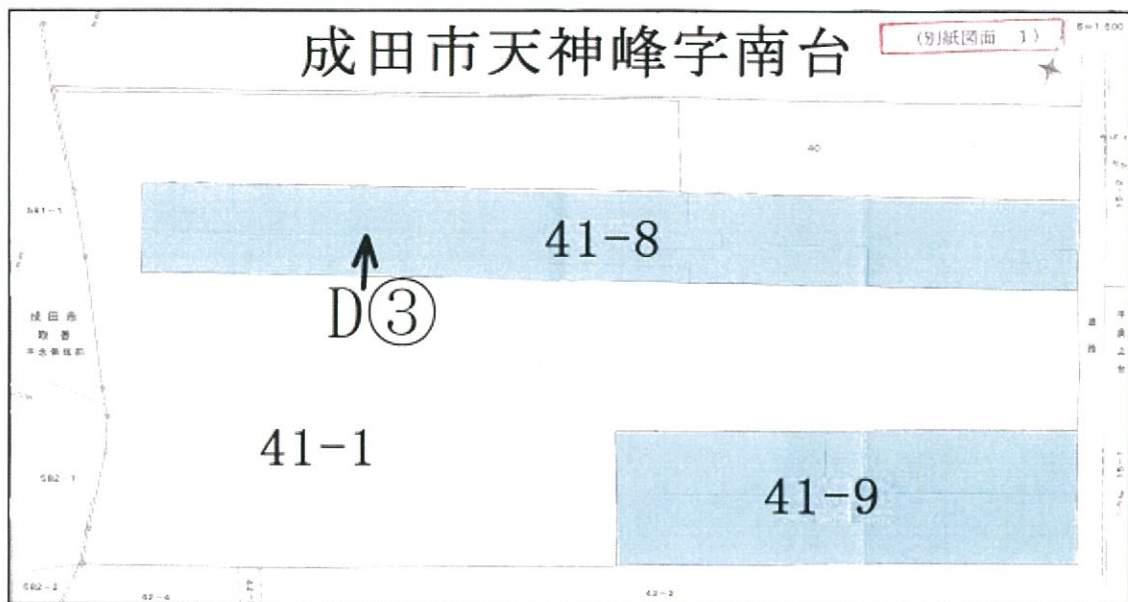


これは直蒔きの写真（２０１０年１０月撮影）です。

タマネギの種を蒔いているところです。

場所は、明渡請求の対象になっている南台農地です。

なお、写真にはないですが、日照りのときの水やりが大仕事になります。



原判決別紙図面 1 から作成

E 「農作物」

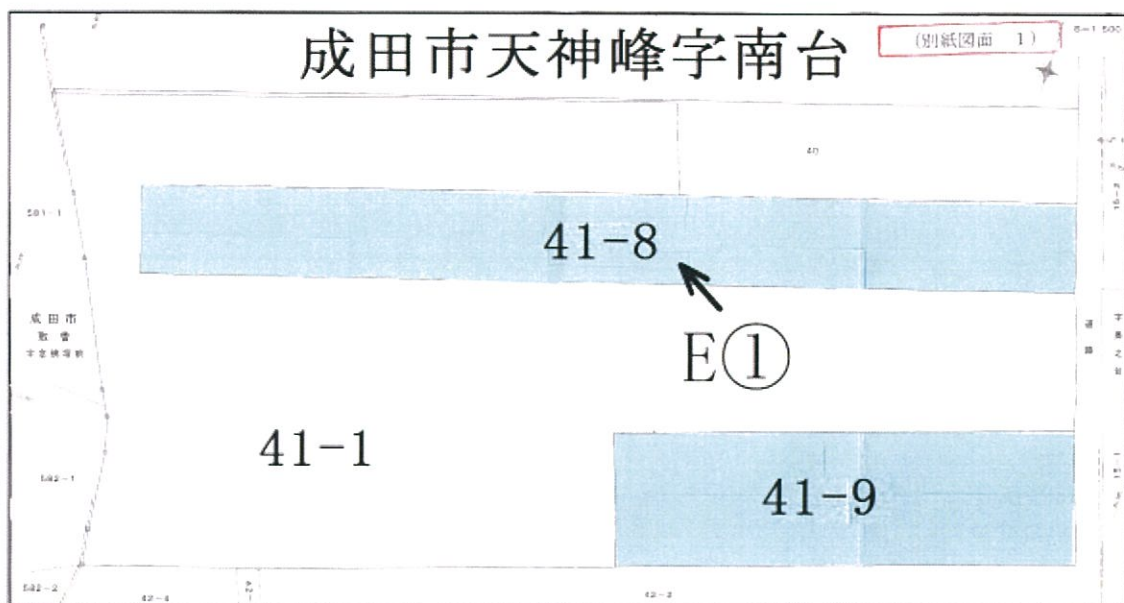
① キャベツ畑



これはキャベツ畑の写真（2012年5月撮影）です。

手前がキャベツで、その隣りがサニーレタス、その奥がニンニクです。

場所は、明渡請求の対象になっている南台農地です。



原判決別紙図面1から作成

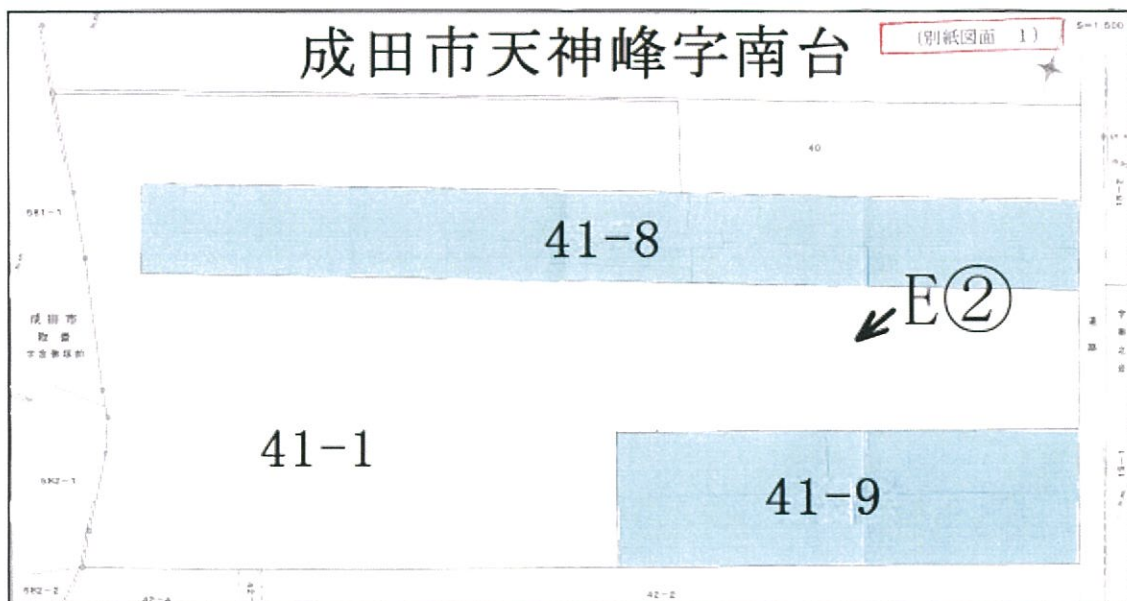
② スナップエンドウ



これはスナップエンドウの畑の写真（２０１２年５月撮影）です。

スナップエンドウが倒れないようにネットをはってあります。豆はネットによじ登るように上へ上へと伸びていきます。

場所は、明渡請求の対象になっている南台農地です。



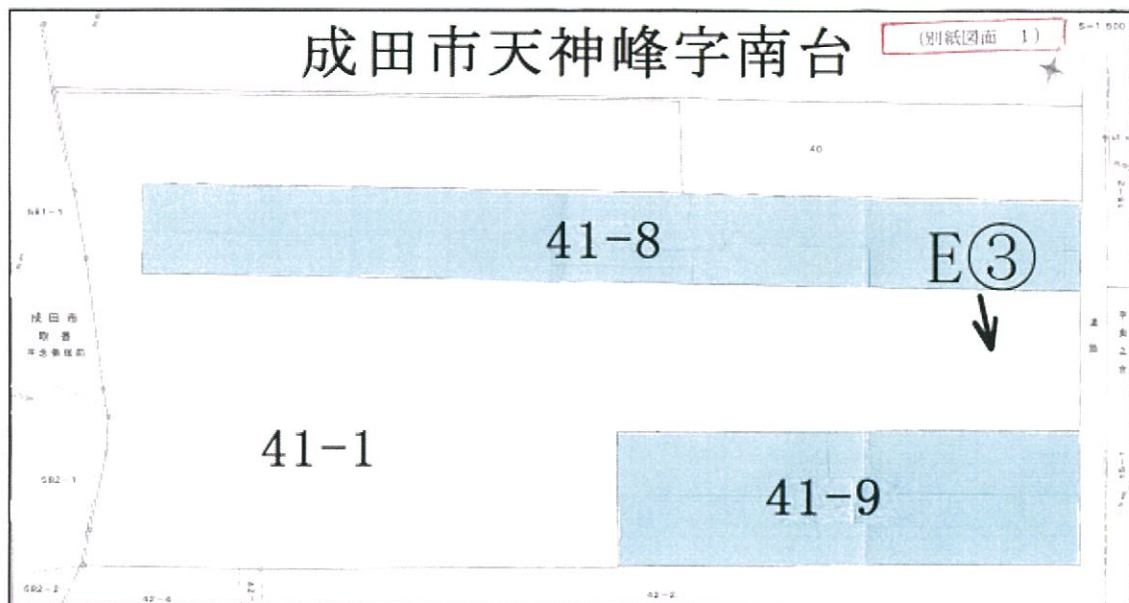
原判決別紙図面 1 から作成

③ セロリとラディッシュ



これはセロリとラディッシュの畑の写真（2012年5月撮影）です。
場所は、明渡請求の対象になっている南台農地です。

なお、同じ作物を作り続けると連作障害がでてきますので、同じ科のものはダメだとか、根の張る作物のあとに作る大根はいいものにならないとか、作付けには工夫が必要です。



原判決別紙図面 1 から作成

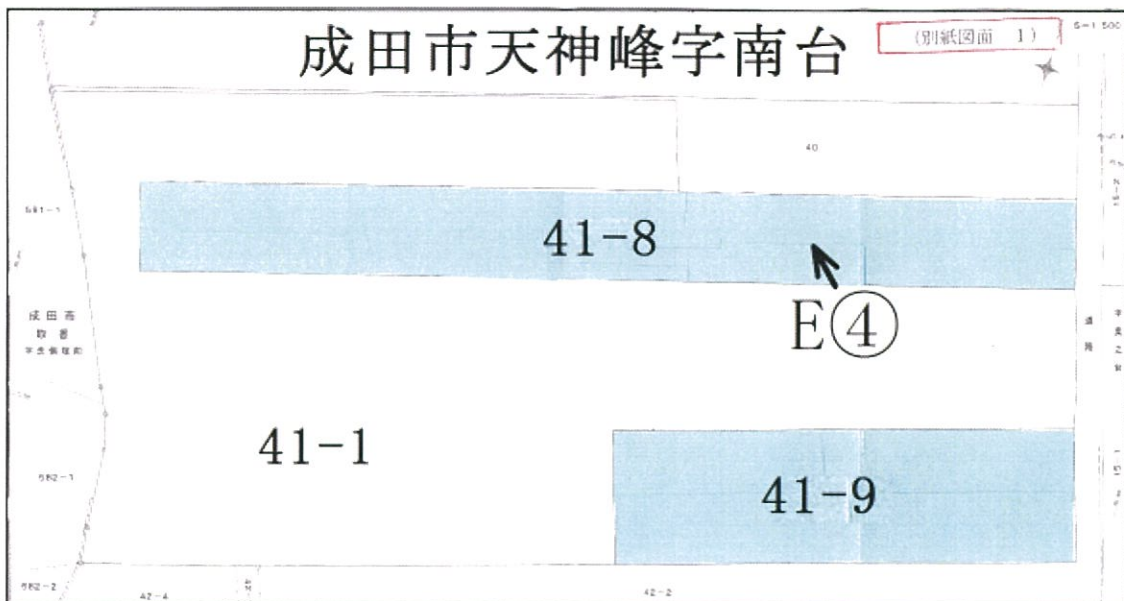
④ リーフレタスの収穫



これはリーフレタス（別名サニーレタス）を収穫している写真（2012年5月撮影）です。

場所は、明渡請求の対象になっている南台農地です。

私が1年を通してつくる野菜は50品目以上あります。里芋・人参・ジャガイモなどの根菜類、キャベツ・白菜・ほうれん草などの葉物類、豆類、ナス・ピーマンなどの果菜類です。



原判決別紙図面1から作成

⑤ ニンジンの収穫(間引き)



これはニンジンの畑の写真（2013年10月撮影）です。ニンジン
は機械蒔きすると種が4～5粒落ちるので、それを一本のニンジンにする
ために間引きをしているところです。

場所は、明渡請求の対象になっている南台農地です。

⑥ サツマイモの収穫



これはサツマイモ堀りの写真（2013年10月撮影）です。

場所は、明渡請求の対象になっている南台農地です。

F 「出荷作業」

① 作業風景



これは出荷作業風景の写真（2010年11月撮影）です。7、8人でその時持ち寄った野菜を計ってコンテナに入れてトラックに運びます。

② 作業風景



これも出荷作業風景の写真（２０１０年１１月撮影）です。

配送先は東京と千葉市です。遠隔地からの注文の場合は宅急便を用います。

G 「消費者等との交流」

① 芋掘りでの交流



これは消費者とのサツマイモ掘り大会の写真(2011年10月撮影)です。毎年10月の終わりにおこないます。消費者家族が子どもを連れてやってきます。

② 福島被災者との交流



これはジャガイモ掘りの写真（２０１３年６月撮影）です。毎年５月から６月にかけてジャガイモ掘りをやります。以前からやってきたんですが、２０１１年の３・１１以降、福島の子供達を招待して、子ども達も呼んで、こういう形でやっています。

なにしろ驚いたのは、福島の子供達がバスから降りてすぐに「土触っていいの？」って聞いてきたことにびっくりしました。

やっぱりそれだけ放射能の影響が強いってことですね。これは芋掘りの最中です。

③ 福島被災者との交流



これは福島の被災者との交流風景の写真（2013年6月撮影）です。これは皆さんと食事をしながら、いろいろな意見交換だとか交流したのですが、その記念写真を撮ったところです。

産直の会では、毎月、福島の仮設の人たちにトラックで野菜を届けている。南台と天神峰の農地で採れた野菜が、このように役立てられることに、すごく喜びを感じています。

3 空港会社がなぜ、私の畑の地主なのか！

私が一番納得できないのは、空港会社が、私の南台農地と天神峰農地の「地主」だと名乗り出たことです。

空港会社は、私の畑の「地主」として小作契約の解除を主張していますが、これは農地法に全面的に違反しており、まったく許されるものではありません。

そもそも空港会社は1988年に私の畑を買収したと主張しています。しかしその売買は父東市に秘密で行われたため、売買以降も父東市と私は、南台と天神峰の畑を小作地として耕し続けています。また小作契約に基づく地代も、空港会社が名乗り出た2003年までの15年間は藤崎さんに払い続け、その後は空港会社に支払ってきました。

空港会社は、1988年の買収が「転用目的」のための売買と言っていますが、そもそも全く事実と反しているのです。

もともと南台農地と天神峰農地は、農地改革で解放されるべきだった農地です。残存小作地は小作人に買い取る権利がある、小作人の承諾しない売買は許されない、これは農地法の根本原理です。現在の農地法でもこの原則は変わりません。

このことは解放闘争を先頭で闘った故三浦五郎さんから、私が天神峰に戻って最初に教えられたことです。

それにもかかわらず、なぜ農耕者でない当時の空港公団が、小作としての父東市を飛び越えて、農地のまま買収し、農地として持ち続けることができたのでしょうか。

それは、父東市には秘密にし、農業委員会の許可も受けずに売買したからです。これは明らかな農地法違反です。こんな悪質でデタラメなやり方が許されてよいはずがありません。

このことについて空港会社は、「農地の賃貸目的ではなく、転用目的で買った」と言い訳しているわけですが、買収してから１７年間も転用せず放置しておくこと自体が農地法に違反しているのです。

農業委員会の山崎事務局長は、弁護団に追及されて「自分の知る限りこんな例はない。好ましくない」と証言していますが、なぜこのような農地法違反が空港会社には許されるのか。この違法・無法のあげくに、私は明け渡しを迫られているのです。

要するに、１９８８年の空港会社による買収は、農地法に違反し無効なのです。この売買を容認した判決は、根本的に間違っています。

４ 父東市の同意のない売買は無効

次に、判決は「知事の許可は不要だから小作人の同意も不要」だという空港会社と千葉県の手勝手な主張を、うのみにしています。

「空港への転用目的で買った」「成田空港のための用地買収には知事の許可はいらない」、だから「売買について小作人の同意はいらない」というのですが、これは絶対におかしいと思います。

これでは父も私も、明日には空港になる土地を知らずに耕していたことになります。私は絶対に納得できないし、これも農家なら１０人が１０人、あってはならないことだと言います。

そもそも知事の許可と、小作人の同意の必要はまったく別のことです。スリカエだと思います。

小作人に断りなく行われた秘密売買は無効だし、空港会社に地主を名のる資格はありません。

しかも当時の空港公団は文書を偽造したり、地主と示し合わせて地代をだまし取ったりして、二重三重に法を破っています。

また、手続きに小作人の同意が必要なことは、解約でも同じです。空港会社が解約申請に動き出したので、私は亡くなった萩原進さんと一緒に農業委員会に確かめに行きました。そのとき萩原さんが、「今まで小作の知らないうちに解除申請が出されたことがあるのか」と聞いたところ、事務局は「小作の同意のない申請は、過去に一度もありません」と答えました。当然のことであり、判決は認められません。

5 農地法による不当な収用

さらに訴えたいことは、空港公団が1993年に千葉県収用員会に収用裁決の申請を取り下げて土地収用法が行きづまったということで、今度は農地法を使って強制的に取り上げる、こういうやり方があっていいのかということです。

判決は「解約手続きであって強制収用ではない」といっています。しかし最後は強制で畑を取り上げるのです。しかも「へ」の字の誘導路の手直しのためにです。形の上では解約ですが、実際は裁判でいう「公用収用」です。

千葉地裁では私の畑について、かつて土地収用法の手続きがおこなわれたことが明らかにされました。そして成田空港シンポジウムで「強制的手段の放棄」を約束したあと、空港公団はその手続きを取り下げています。私は、これで農地が取られることが無くなったと受け止めて、家に戻ってきました。

大木よねさんの時には、土地収用法の代わりに農地法を使うのは正しくないと、当時の農林省が答えています。なぜ私の農地の場合には、農地法を使って収用することが許されるのでしょうか。

土地収用法が有効ならば土地収用法を使い、失効の時には農地法の解

約手続きで取り上げる、——手続きも補償も違うのに、こんなデタラメが許されて良いはずはありません。

私の身に降りかかっているのは、「契約解消」に名を借りた、農地収用です。

しかも取り上げられようとしている畑は、私の耕作地の4分の3にもなり、これほどの農地を取り上げられれば、もはや農業を続けることはできません。生計が断たれてしまうこのような解約が認められたことが、かつてあったのでしょうか。あるはずはないのです。

6 他に代えられない私の畑

さらに強く訴えたいことは、南台と天神峰の畑は他に代えることができない農地だということです。

これらは、開拓から100年近く耕作してきた農地です。父の復員が遅れ、解放されないままになってしまいましたが、父はその畑を大事に作り続けてきました。川崎製鉄に出稼ぎしながら、たいへんな時にも誠実に賃料を払ってきました。その父の遺言を受けて相続し、何度も改良を重ねた畑は私の身体の一部です。

農地は単なる土地ではありません。特に有機農業は土づくりがすべてです。農薬や化学肥料は一切使いません。乾燥鶏糞、カキガラ、ヌカなどを毎年1反歩に2トンから4トン、畑にすき込みます。そこには億の数の微生物が生きています。

一口に北総台地といっても、水はけ、土質などが微妙に違います。ある畑で最適な土壌ができたからといって、別の畑でも同じことが通用するわけでもありません。その土地に応じた工夫をしないとうまくいかないのです。

私は何年にもわたり、精魂込めて自分の野菜作りに合った農地へとつくり変えてきました。

千葉県農業会議を傍聴した時、農地課の役人が「1億8000万円は農業収入の150年分に当たるから解除申請を許可すべき」と、私の目の前で報告しました。これは私に農業をやめろ、ということです。私にとって農地は命です。取られれば、しかばね同然です。なにが「150年分」か、と怒りがこみあげました。

また、この畑は産直消費者のものでもあります。現在400軒の消費者に野菜を届けています。「農家だより」や消費者からの手紙、産地交流や総会で、「顔の見える関係」をつくってきました。これは、南台と天神峰の有機の土壌から生まれる野菜によってなりたつ関係なのです。

その農地から生まれる作物が、アトピーの子どもにも受け入れられ、多くの人々の支えとなっていることに私は誇りを感じています。

天神峰の私だけでなく、東峰地区も空港によって生活を台無しにされてきました。しかし今も頑張り続けています。この地区は有機農法を他に先がけて始めており、耕すことに誇りをもっています。私の農業と農地はそのなかのひとつです。

天神峰・東峰の農地は、他に代えられず、表土を剥ぎ取り移せばよいというものでもないのです。

7 農地取り上げは私だけの問題ではない

私の農地問題は、私だけの問題ではありません。

東峰や取香地区は空港との関係で私とまったく同じです。飛行直下の住民は、場当たりの空港拡張で騒音に苦しめられてきました。財界が3本目の滑走路を造れなどと、無責任な声をあげています。いまでも続く

住民無視に怒りを押さえることができません。

また、判決は私に農業をやめろと迫るものですが、いま全国の農家は私と似たような状況におかれています。食料自給率が40%を下回り、農薬やBSE、遺伝子組み換えが食の安全をおびやかしています。穀物不足が世界的な問題になっているのに、政府は農家をつぶす方向に動いています。TPPを進めて家族農業では生きられないようにする一方、そのため増える休耕地を企業が買いあさる、そのために農地法も改悪する——農業を続けることが、もはや闘いになっているのです。

さらに、成田空港は「国策」を掲げ農地・家屋を収用することで行われてきました。そのやり方は、「国策」として推進された原発や基地とまったく同じです。

私は福島・被災地と沖縄に何度も足を運んでいます。そこで聞いた酪農家の涙ながらの訴えや避難区域に残された家畜の悲惨さに、息を飲みました。沖縄では基地のわきに作られた畑で石を拾う姿を見ました。

私が成田で農地を守り続けることは、同じように「国策」と闘い続ける福島や沖縄の人々とつながり、共に闘うことだと思っています。

8 天神峰の土と生きる

空港会社は一審で耕作場所を間違えた「南台41-9」の土地について、明け渡しの請求を放棄しました。しかしそれで済むことはありません。「南台41-8」や関連の裁判を含めてすべて請求を取り下げるべきです。裁判所はすべての請求を棄却すべきです。関連の裁判で文書提出命令が出され、新しい事実が出たことから、控訴審でしっかり調べて欲しいと思います。

人が生きる上で、農地と農業は無くってはならず、大切であることは言うまでもありません。食が充たされている時には、そのことを忘れていますが、農業がなくては人は生きられません。ほんとうの「公共性」というのは、人が生きるための基盤となるものであり、農業にこそ公共性がある、という鎌倉・石原鑑定意見に、私は農業の大切さを、あらためて確信しました。

誘導路が曲がっているのは農家を虫けらのように扱い、場当たりのに進めてきた空港建設の結果です。その非こそ、空港会社は思い知るべきです。手直しのために、命の農地をつぶしてはなりません。これこそ“農民殺し”です！ 貝阿彌裁判長は私の畑に立って、このことをよく考えて欲しい。

父と私が精魂込めてつくり続けてきた畑の土を証拠として提出しますので、三名の裁判官にはぜひ見てもらいたいと思います。

最後に、ともに歩んできた故萩原進さんに感謝し、私を支えてくださる多くの人々にお礼を申し上げて、これから始まる控訴審の意見陳述とします。

以上